八　国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）第八十八条の共済組合の組合員による被扶養者の申告に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申告に係る被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

ロ　当該申告に係る被扶養者に係る市町村民税に関する情報

ハ　当該申告に係る被扶養者又は当該申告を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ニ　当該申告に係る被扶養者に係る年金給付関係情報

九　国家公務員共済組合法施行規則第九十五条第三項において準用する同令第九十二条第三項の共済組合の組合員被扶養者証の検認又は更新に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該検認又は更新に係る被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

ロ　当該検認又は更新に係る被扶養者に係る市町村民税に関する情報

ハ　当該検認若しくは更新に係る被扶養者又は当該者に係る国家公務員共済組合法施行規則第八十八条の申告を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ニ　当該検認又は更新に係る被扶養者に係る年金給付関係情報

十　国家公務員共済組合法施行規則第九十七条第一項の共済組合の組合員であった者に係る支払未済の給付の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

十一　国家公務員共済組合法施行規則第九十九条の二第二項の共済組合の組合員による申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

十二　国家公務員共済組合法施行規則第九十九条の三第二項の共済組合の組合員による食事療養標準負担額減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る市町村民税に関する情報

十三　国家公務員共済組合法施行規則第九十九条の四第二項の共済組合の組合員による生活療養標準負担額減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る市町村民税に関する情報

十四　国家公務員共済組合法施行規則第百五条の五の二第一項の共済組合の組合員による特定疾病給付対象療養に係る共済組合の認定の申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出を行う者又は当該者の被扶養者等に係る市町村民税に関する情報

十五　国家公務員共済組合法施行規則第百五条の九第一項の共済組合の組合員による限度額適用・標準負担額減額の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る市町村民税に関する情報

［条を加える。］

第二十四条の三　法別表第二の四十の項の主務省令で定める事務は、国家公務員共済組合法第七十四条の退職等年金給付並びに平成二十四年一元化法附則第三十六条第九項、第三十七条第二項及び第四十一条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会が支給するものとされた給付に係る申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）に関する事務とし、同表の四十の項の主務省令で定める情報は、当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報とする。